



空港において徹宵警戒に当たる機動隊員（平成14年8月、千葉）

はじめに

昭和二九年七月一日、現行警察法が施行され、本年度五〇周年を迎えました。

現行警察法は、我が国が終戦後の占領下にあつた二三年三月に施行された旧警察法の「警察の民主的管理」という優れた点を受け継ぎ、制度上の欠陥を是正するものとして、二七年の独立回復から二年を経た二九年に全部改正により制定されました。以来、その基本的枠組みを維持しつつ、時代の要請に応じた所要の改正を行い、現在に至っております。

現行警察法施行後、今日までの五〇年間を顧みると、日本共産党により繰り広げられた武装闘争や過激派等による安保闘争、石炭産業の斜陽化等の経済情勢を反映して変遷した労働運動、ソ連（当時）や北朝鮮等による対日有害活動等、多くの警備事案が発生しました。こうした中、警察は、各時代の警備情勢を踏まえて、体制の整備、技術の開発等を図るとともに、戦後の激動期から今日に至るまで「違法行為は看過しない」との一貫した方針の下に、国民の理解と協力を得ながら事態の沈静化と効果的な取締りの実施に努め、治安維持の任に当たってきました。

警察は、今後とも、民主主義社会を擁護し、国民が安心して暮らせる安全な社会を確立するため、全国警察を挙げて各種の治安対策を強力に推進します。

掲載内容は平成一六年七月一日現在のものです。

（特に記載の場合を除く。）